\bigcirc 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年農林水産省令第一号)

3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
二~十(略)	二~十(略)
	対象区分に該当するものであること。
	る表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非
に該当するものであること。	う。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げ
)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分	社等(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をい
(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。	ッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会
表の非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等	一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バ
成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第一項の	成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第一項第
中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平	中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平
である場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林	である場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林
理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるもの	理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるもの
一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代	一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代
とする。	とする。
あったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの	あったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの
2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請が	2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請が
第十一条 (略)	第十一条 (略)
(業務の代理の認可の申請等)	(業務の代理の認可の申請等)
現	改正案

		Γ
		-

- 2 -